

## 回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

|   |     |
|---|-----|
| 都道府県・政令市名   | 兵庫県 |
| 1. 料金割引の基本的方向性  |     |
| (1) 割引の還元のあるあり方   |     |
| (2) 割引率や対象時間の考え方  |     |
| (3) 割引対象車両について  |     |
| <p>(1) マイレージ制度は長距離利用者や反復利用者を始め、観光客など臨時的なリピーターも恩恵を受けられるような方法を検討すべきである。</p> <p>(2) 高速道路の基本的な機能に加えて、高速道路を有効活用し、環境対策や渋滞対策など政策課題に対応するため、時間帯や区間は地域の実情に応じてきめ細かく設定すべきである。</p> <p>(3) きめの細かい対応をするとすれば、ETC車を割引対象とせざるを得ない。</p> |     |
| 2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方  |     |
| <p>大口利用者割引を導入することについて、一般利用者が理解しやすいよう、その根拠を明確にすべきである。</p>  |     |

### 3. 具体的な割引内容（案）

#### （1）割引内容（案）

#### （2）割引結果

通勤割引は画一的に 100km 以下とせず、利用実態に応じて距離を設定すべきである。

高速道路に並行する一般道路へ迂回する大型車等により、環境、渋滞や交通安全の問題が生じている区間については、早朝深夜割引の地域の課題に応じた区間設定、夜間割引(0～4 時)の時間帯拡大等きめ細かな料金割引により、大型車等の高速道路への転換を促進すべきである。

臨時的なりピーターでも恩恵が受けられるよう、ポイントの有効期限を航空機と同様 3 年に延長すべきである。

また、インターネット未利用者でも ETC が利用できるよう、例えば SA の案内コーナーへのインターネット端末の設置、郵便や電話による手続きなど、誰にでも ETC 利用手続きが手軽に行えるような施策を行うべきである。

大口契約者の割引上乘せは不要ではないか。

### 4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

見直しにあたっては、利用者や地方の意見を聴く機会を設けるべきである。

※その他の意見

・ その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

・ 第二神明道路等の高速自動車国道と一体となってネットワークを形成するものは、高速自動車国道と同様に多様な割引施策を実施すべきである。

特に、マイレージ割引は、廃止予定の ETC 前納割引が従前のハイウェイカードに代わる措置であるため、一般有料道路も割引の対象とすべきである。

・ 高速道路を有効活用し、環境対策や渋滞対策などの政策課題に対応するべく、弾力的な料金設定を行うための財源として道路特定財源の活用を図るべきである。

・ ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。